

「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」
第三期(平成26～30年度)施策評価調査票

実施計画項目	第3 5 安定した居住場所の確保 (1)公営住宅への入居支援
実施計画内容	○大阪府営住宅や各地域の公営住宅において、公営住宅法の趣旨を踏まえ、応募や入居手続きに関して柔軟な対応を図ります。その募集等に関する情報については巡回相談指導事業などを通じ提供します。
(1)事業実績	○府営住宅の入居者資格審査において、 (1)住所及び保証人については、ホームレス自立支援センター等の証明等で対応 (2)生活保護受給者の入居資格要件(単身資格、収入)は、生活保護受給証明書で対応 (3)その他の者の入居資格要件(単身資格、収入)は、原則として確認書類の提出を求めるが、特別な事由により提出が困難な場合、自立支援センター等の証明により対応 を平成16年5月募集から実施しています。 なお、敷金については、各個人の状況に応じ徴収猶予制度を適用等、手続きに関して柔軟な対応を行っています。 ○募集等に関する情報については、ホームページに掲載するとともに、募集案内を市町村を通じ府民へ配布しています。
(2)事業効果	○入居資格要件の緩和措置を講ずることにより、ホームレスの居住場所の確保の拡大につながります。
(3)課題・問題点	
(4)今後の取り組み方向	○引き続き、事業を実施することにより、地域で自立した生活を送るための支援に努めます。 ○また、市町営住宅において、応募や入居手続きに関し柔軟な対応がなされるよう、研修会等を活用して助言を行います。 ○今後も巡回相談指導事業や自立相談支援機関における生活困窮者自立相談支援事業において、公営住宅の応募や入居手続きに関する情報提供などの支援を行います。
担当部室課	住宅まちづくり部住宅経営室経営管理課 住宅まちづくり部都市居住課 福祉部地域福祉推進室地域福祉課

「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」
 第三期(平成26～30年度)施策評価調査票

<p>実施計画項目</p>	<p>第3 5 安定した居住場所の確保 (2)賃貸住宅の情報提供など</p>
<p>実施計画内容</p>	<p>○公的賃貸住宅に関する情報について巡回相談指導事業などを通じ提供します。 ○民間賃貸住宅に関わる団体などと連携し、地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報について巡回相談指導事業などを通じ提供します。 ○民間住宅へ入居する際に必要となる保証人が確保されない場合は、民間保証会社に関する情報について巡回相談指導事業などを通じ提供し、また、民間賃貸住宅の家主の不安を低減するため、家賃債務保証制度の普及を図る。 ○民間賃貸住宅に関わる団体に対し、法及び本計画の趣旨等に関して情報提供を行います。 ○大阪あんしん賃貸検索システムにより提供される、地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報の充実化を図ります。 ○悪質な貧困ビジネスの被害にあわないよう、それに関する情報について巡回相談指導事業などを通じて提供します。</p>
<p>(1)事業実績</p>	<p>○巡回相談指導事業では、ホームレス等が路上(野宿)生活から居宅生活に移行する際に、個別の相談に応じ、不動産仲介業者の訪問に同行し、低廉な賃貸住宅を探す支援などを行いました。また、一時生活支援事業を利用中のホームレス等に対する、住宅確保の支援も行いました。 ○民間賃貸住宅に関わる団体などと連携し、地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報について巡回相談指導事業と「大阪あんぜん・あんしん賃貸検索システム」などを通じ提供しました。 ○民間住宅へ入居する際に必要となる保証人が確保されない場合は、民間保証会社に関する情報について巡回相談指導事業と「大阪あんぜん・あんしん賃貸検索システム」などを通じ提供を行い、また、民間賃貸住宅の家主の不安を低減するため、家賃債務保証制度の普及を図りました。 ○民間賃貸住宅に関わる団体に対し、大阪府の居住支援協議会である「Osakaあんしん住まい推進協議会」を通じ、法及び本計画の趣旨等に関して情報提供を行いました。 ○「大阪あんぜん・あんしん賃貸検索システム」により提供される、地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅と相談先に関する情報の充実化を図りました。 ○悪質な貧困ビジネスの被害にあわないよう、特に、生活保護受給者の場合は「大阪府被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業の規制に関する条例」により、住居等サービス事業者間との不利な契約等により不利益を被らないよう、福祉事務所から被保護者への情報提供又は要保護者からの申請に基づき、支援を行いました。</p>
<p>(2)事業効果</p>	<p>○巡回相談指導事業や「大阪あんぜん・あんしん賃貸検索システム」などを通じ提供を行い、公的賃貸住宅や低廉な民間賃貸住宅に関する情報を提供しました。 ○悪質な貧困ビジネスの被害にあわないよう、「大阪府被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業の規制に関する条例」の事業者向け周知文の他、利用者向けチラシを作成し、相談を行いやすい工夫を行いました。</p>

「大阪府ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」
 第三期(平成26～30年度)施策評価調査票

実施計画項目	第3 5 安定した居住場所の確保 (2)賃貸住宅の情報提供など
(3)課題・問題点	
(4)今後の取り組み方向	<p>○引き続き、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅に関する情報について、巡回相談指導事業や「大阪あんぜん・あんしん賃貸検索システム」などを通じて提供します。</p> <p>○民間住宅へ入居する際に必要となる保証人が確保されない場合は、家賃債務保証制度の活用を図るとともに、民間保証会社に関する情報を、巡回相談指導事業や「大阪あんぜん・あんしん賃貸検索システム」などを通じて提供します。</p> <p>○民間賃貸住宅に関わる団体に対し、大阪府の居住支援協議会である「Osakaあんしん住まい推進協議会」を通じ、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」及び本計画の趣旨等に関して情報提供を行います。</p> <p>○悪質な貧困ビジネスの被害にあわないよう、巡回相談指導事業などを通じて情報提供します。また、「大阪府被保護者等に対する住居・生活サービス等提供事業の規制に関する条例」を元に要保護者の被害防止の取り組みを福祉事務所と連携して行います。</p>
担当部室課	住宅まちづくり部都市居住課 福祉部地域福祉推進室社会援護課 福祉部地域福祉推進室地域福祉課